

記入上の注意

- 1 この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の障害給付を受けようとする人が、その年金請求書に必ず添えなければならない書類の一つで、初診日から1年6月を経過した日（その期間内に治ったときは、その日）において、国民年金法施行令別表、厚生年金保険法施行令別表又は船員保険法施行令別表（以下「施行令別表」という。）に該当する程度の障害の状態にあるかどうか、又は、初診日から1年6月を経過した日において、施行令別表に該当する程度の障害の状態でなかった者が、65歳に到達する日の前日までの間において、施行令別表に該当する程度の障害の状態に至ったかどうかを証明するものです。

また、この診断書は、国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金給付の加算額の対象者となろうとする人等についても、障害の状態が施行令別表に該当する程度にあるかどうかを証明するものです。
- 2 ③の欄は、この診断書を作成するための診断日ではなく、本人が障害の原因となった傷病について初めて医師の診療を受けた日を記入してください。前に他の医師が診療している場合は、本人の申立てによって記入してください。
- 3 ⑨の欄の「診療回数」は、現症日前1年間における診療回数を記入してください。なお、入院日数1日は、診療回数1回として計算してください。
- 4 「障害の状態」の欄は、本人の障害の程度及び状態に無関係な欄には記入する必要はありません。（無関係な欄は、斜線により抹消してください。）なお、該当欄に記入しきれない場合は、別に紙片をはりつけてそれに記入してください。
- 5 結核、肺化のう症、けい肺（これに類似するじん肺症を含む）においては、この診断書の外に、胸部X線フィルムを必ず添付してください。なお、CD等で保管されている場合は、画像をあらかじめ印刷したものを添付願います。
- 6 喘息治療に使用している吸入ステロイド薬の使用量は、「喘息予防・管理ガイドライン 2009 (JGL2009)」の各吸入ステロイド薬の治療ステップ別推奨量を参考として記入してください。

<参考>

薬剤名	低用量	中用量	高用量
BDP-HFA	100～200 μg／日	200～400 μg／日	400～800 μg／日
FP-HFA	100～200 μg／日	200～400 μg／日	400～800 μg／日
CIC-HFA	100～200 μg／日	200～400 μg／日	400～800 μg／日
FP-DPI	100～200 μg／日	200～400 μg／日	400～800 μg／日
BUD-DPI	200～400 μg／日	400～800 μg／日	800～1,600 μg／日
MF-DPI	100～200 μg／日	200～400 μg／日	400～800 μg／日

- 7 診断書の記載要領を日本年金機構のホームページに掲載していますのでご参照ください。

また、日本年金機構のホームページに掲載しているExcel形式の診断書様式を使用していただくこともできます。

日本年金機構 診断書

検索

